

○小山市障害支援区分認定調査員設置規則

平成18年3月31日

規則第13号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における介護給付の判定・審査に係る面接調査及びこれに付随する事務の円滑な運営を図るため、小山市障害支援区分認定調査員（以下「調査員」という。）を設置する。

(定数)

第2条 調査員の定数は、2人とする。

(職務)

第3条 調査員は、おおむね次に掲げる職務を行う。

- (1) 障害支援区分認定審査に係る面接調査に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における福祉サービスの啓発・相談に関すること。
- (3) その他障害支援区分認定審査に係る面接調査に関し必要な事項

(任用)

第4条 調査員は、人格円満で、社会的信望があり、健康で障害福祉の増進に熱意を持つ者で、次の各号のいずれかに該当するものの中から市長が任用する。

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 社会福祉士
- (4) 介護福祉士
- (5) その他調査員として必要な学識経験を有する者と市長が認めるもの

(身分)

第5条 調査員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任期)

第6条 調査員の任期は、1年とする。ただし、年度の途中で任用したときは、任

用の日から当該年度の末日までとする。

2 調査員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 調査員の報酬及び費用弁償は、小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の定めるところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第18号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第19号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和2年2月5日規則第4号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。